金融円滑化法終了後の対応について

北央信用組合

当組合は、金融円滑化法の期限到来後(平成25年3月末以降)におきましても、条件変更等のお申出がある場合には、金融円滑化法施行時と同様に対応いたします。

- 1. 当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。
- 2. ご返済等に関するご相談については、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者のほか、下記のお問い合わせ窓口までお申出ください。また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少 や売上減少による減収など、不安定 な経済情勢の影響(状況)等により ご返済が困難となった場合

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、 業績悪化などによる給与・ボーナスの 減収、超過勤務減少による減収などの 事情によりご返済が困難となった場合

ご返済等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ場所			北央信用組合本支店
住所・電話番号			ホームページの店舗所在地一覧表をご覧ください
受	付	日	当組合の営業日
受	付 時	間	午前9時から午後5時

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

北央信用組合 審査部 電話 (フリーダイヤル) 0120-814-906